

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

<2026年4月1日現在>

1 事業目的

株式会社ケアハートが設置する訪問看護ステーションあすなろにおいて実施する介護予防訪問看護・訪問看護サービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスの提供を確保することを目的とする。

2 運営方針

- ① 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ② 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 法人概要

名 称	株式会社 ケアハート
代表者	代表取締役 多森 繁美
住 所	広島県三原市中之町二丁目1番23号
電話番号	0848-63-7676

4 事業所概要

名 称	訪問看護ステーションあすなろ
責任者	管理者 中光 由美
住 所	広島県三原市頼兼二丁目9番10号
電話番号	0848-61-0071
FAX番号	0848-61-0103
介護保険事業所番号	3460990157号
通常の実施地域	三原市全域（但し鷺浦町を除く）

5 職員体制

職種	資格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備考
管理者	経験のある看護師	0名	1名	0名	0名	看護職員と兼務
看護職員	看護師	0名	1名	7名	0名	内1名は管理者と兼務
	准看護師	0名	0名	1名	0名	
リハビリ	理学療法士	1名	0名	3名	0名	

※ 管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供にあたる。

※ 看護職員は、主治医の指示による訪問看護サービス計画に基づき訪問看護サービスに当たる。

※ リハビリ職員は、主治医の指示による訪問看護サービス計画に基づき訪問リハビリに当たる。

6 営業日及び営業時間

営業日	営業時間	休日
月曜日～土曜日	8：30～17：30	日曜日、12月30日～1月3日

※ 緊急時の電話相談は、24時間対応可能です。

※ 必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制にあります。

7 サービス内容

かかりつけ医の指示書に基づき、次のサービスを提供するものです。

(1) 療養上の世話

食事（栄養）薬の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助（清拭等）、ターミナルケア

(2) 診療の補助 褥瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること

(4) 精神的なケアに関すること

(5) 家族支援に関すること 家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理

8 利用料金

(1) 利用料

訪問看護は介護保険又は健康保険の利用が出来ます。保険の種類と内容により利用者負担金が下記ようになります。

● 介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

1. 利用者負担額

法定代理受領サービス分(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準による額の1割・2割・3割
法定代理受領サービス分以外（居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等）	厚生労働大臣が定める基準による額（全額）

		所要時間等	提供者の資格	単位数
訪問 1回につき 算定	訪問 看護	20分未満 ※ 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師 による訪問を行った場合算定可	保健師・看護師	314
			准看護師	283
		30分未満	保健師・看護師	471
			准看護師	424
		30分以上1時間未満	保健師・看護師	823
			准看護師	741
		1時間以上1時間30分未満	保健師・看護師	1128
			准看護師	1015
		1日に2回までの場合	理学療法士、作業療法 士又は言語聴覚士	294
		1日に2回を超えて行う場合		265
	訪問回数	看護職員<リハビリ	理学療法士、作業療法 士又は言語聴覚士	△8

		所要時間等	提供者の資格	単位数
訪問 1回につき 算定	介護 予防 訪問 看護	20分未満 ※ 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師 による訪問を行った場合算定可	保健師・看護師	303
			准看護師	273
		30分未満	保健師・看護師	451
			准看護師	406
		30分以上1時間未満	保健師・看護師	794
			准看護師	715
		1時間以上1時間30分未満	保健師・看護師	1,090
			准看護師	981
		1日に2回までの場合	理学療法士、作業療法 士又は言語聴覚士	284
		1日に2回を超えて行う場合		142
		訪問回数	看護職員<リハビリ	△8
		【注】 ・早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）の場合100分の25を加算 ・深夜（午後10時から午前6時まで）の場合100分の50を加算。なお、緊急時訪問 看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、1月以内の2回目以降の緊急 時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。 ※（20分未満）短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、週に1回以上20 分以上の訪問看護を実施していること。利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間 行える体制であること		
		加算項目	内容	単位数
		複数名訪問加算Ⅰ（30分未満）	2人の看護師等が同時に訪問看護 を行う場合	254
		複数名訪問加算Ⅰ（30分以上）		402

	複数名訪問加算Ⅱ（30分未満）	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	201
	複数名訪問加算Ⅱ（30分以上）		317
	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合	300
	緊急時訪問看護加算Ⅰ （月の初回訪問時に加算）	24時間対応体制実施のステーションで利用者等から同意を得た場合、かつ業務管理体制の整備がなされている	600
月に1回算定	特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	500
	特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること	250
	ターミナルケア加算	ターミナルケアを実施した場合（介護予防訪問看護の場合を除く）	2,500
	加算項目	内容	金額
都度算定	看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や、訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	250
	初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画を作成し、病院や施設から在宅に移行した当日訪問看護を提供した場合	350
	初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画を作成し、病院や施設から在宅に移行し2日目以降に訪問看護を提供した場合	300
	退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合	600
	処遇改善加算	厚生労働省による職員等の賃金を改善するための加算	所定単位数×1.8%加算

※ 公費負担医療制度については別途ご相談ください。

2. その他の利用料（保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。）

項目	金額
通常の実施地域を越える場合の交通費 （通常の実施地域を越えた地点から）	路程1kmあたり50円
死後の処置料	1回につき10,000円
保険外処置料	30分未満1,500円/1時間未満3,000円
その他の利用料	実費相当額

- ※ この表の「死後の処置料」とは、訪問看護に連続して行われる死後の処置に係わる料金です。
- ※ この表の「保険外処置料」とは、介護/医療保険外での訪問看護に行われる医療処置に係わる料金です。
- ※ この表の「その他の料金」とは、日常生活上必要な物品の使用に係わる利用料です。

● 健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表

1. 訪問看護療養費

項目	内容	金額
・ 75歳以上の方 ・ 65歳～74歳で一定の障害の状態であると認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
70歳～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
6歳（就学前）～69歳の方	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2～3割 （各保険により異なる）

項目	内容	金額
就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2割

※ 公費負担医療制度については別途ご相談ください。

指定訪問看護に要する費用の種類と金額（基本的には週3日限度）

名称	週3回目までの訪問		4回目以降
基本療養費（Ⅰ）	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550円	6,550円
	准看護師	5,050円	6,050円
基本療養費（Ⅱ）	（精神障害者社会復帰施設等への訪問看護）	1,600円	
基本療養費（Ⅲ）	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	4,300円	5,300円
	准看護師	3,800円	4,800円
基本療養費（Ⅳ）	外泊時の訪問看護	8,500円	

難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	賃金改善を実施する評価	1830円(月1回)
緊急訪問看護加算	在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による月14日目までの訪問	2,650円
	在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による月15日目以降の訪問	2,000円
長時間訪問看護加算	週1回を限度	5,200円
乳幼児加算・幼児加算	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800円
	上記以外	1,300円
訪問看護管理療養費 (月の初日訪問)	月1回目	7,670円
訪問看護管理療養費Ⅰ (月の2日目以降訪問)	1日につき	3,000円
訪問看護管理療養費Ⅱ (月の2日目以降訪問)	1日につき	2,500円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18時～22時）または早朝（6時～8時 まで）にサービスの提供を行う場合	2,100円
深夜訪問看護加算	深夜（22時～6時）にサービスの提供を行う場合	4,200円
退院時共同指導加算	8,000円	
退院支援指導加算	6,000円	
特別管理指導加算	2,000円	
24時間対応体制加算	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800円
	上記以外	6,520円
特別管理加算	2,500円または5,000円（月1回）	
在宅患者連携指導加算	3,000円（月1回）	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円（月2回まで）	
名称	週3回目までの訪問	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円（月2回まで）	
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	
訪問看護物価対応料1	月の初回訪問時60円 月の2回目以降 20円	
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	

訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	
訪問看護情報提供療養費	1,500円（月1回）	
複数名訪問看護加算	看護職員が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と同時に訪問看護を行う 週1回限度	4,500円
	看護職員が准看護師と同時に訪問看護を行う 週1回限度	3,800円
	看護職員が看護補助者と同時に訪問看護を行う（別に厚生労働大臣が定める場合を除く） 週3回限度	3,000円
	看護職員が看護補助者と同時に訪問看護を行う（別に厚生労働大臣が定める場合に限る）1日に1回の場合3,000円、1日に2回の場合6,000円、1日3回以上の場合10,000円	

2. 精神科訪問看護療養費

項目	週3回目まで 30分以上	週3回目まで 30分未満	週4回目以降 30分以上	週4回目まで 30分未満
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） 精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費	看護師 5,550円	看護師 4,250円	看護師 6,550円	看護師 5,100円
	准看護師 5,050円	准看護師 3,870円	准看護師 6,050円	准看護師 4,720円

精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ) 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日にサービスを提供した場合の療養費	2人	看護師 5,550円	看護師 4,250円	看護師 6,550円	看護師 5,100円
		看護師 2,780円	看護師 2,130円	看護師 3,280円	看護師 2,550円
	3人	看護師 2,780円	看護師 2,130円	看護師 3,280円	看護師 2,550円
		准看護師 2,530円	准看護師 1,940円	准看護師 3,030円	准看護師 2,360円
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅳ)	入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合 に対して、精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づきサービスを行った場合に入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定				8,500円
長時間精神科訪問看護加算	1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合				5,200円
複数名精神科訪問看護加算	看護職員が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と同時に訪問看護を行う 1日に1回の場合4,500円、1日に2回の場合9,000円、1日3回以上の場合 14,500円				
	看護職員が准看護師と同時に訪問看護を行う 1日に1回の場合3,800円、1日に2回の場合7,600円、1日3回以上の場合12,400円				
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18時～22時）または早朝（6時～8時）にサービスの提供を行う場合				2,100円

項目	週3回目まで 30分以上	週3回目まで 30分未満	週4回目以降 30分以上	週4回目まで 30分未満
深夜訪問看護加算	深夜（22時～6時）にサービスの提供を行う場合			4,200円

※ 合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入します。

※ 週4日目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））／多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）／プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症候群／頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎	左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能
--	--

3. その他の利用料

項目				金額
長時間利用料（90分を超えて訪問看護を提供する場合）				30分ごとに500円
時間外利用料	早朝利用料	6時～8時	早朝・夜間・深夜の利用料の適用は、訪問開始時刻を起点にする。	1時間まで1,000円
	夜間利用料	18時～22時		1時間を超えて30分ごとに500円
	深夜利用料	22時～6時		1回2時間まで1,500円 2時間を超えて30分ごとに1,000円
	休日利用料	休業日		1時間まで1,000円 1時間を超えて30分ごとに500円
通常の実施地域を越える場合の交通費 （通常の実施地域を越えた地点から片道10km未満）				1回につき500円
通常の実施地域を越える場合の交通費 （通常の実施地域を越えた地点から片道10km以上）				1回につき1,000円
死後の処置料				1回につき10,000円
保険外処置料				30分未満1,500円/1時間未満3,000円
その他の利用料				実費相当額

※ この表の「死後の処置料」とは、訪問看護に連続して行われる死後の処置に係わる料金です。

※ この表の「保険外処置料」とは、介護/医療保険外での訪問看護に行われる医療処置に係わる料金です。

※ この表の「その他の料金」とは、日常生活上必要な物品の使用に係わる利用料です。

(2) キャンセル料

前日までのご連絡は無料です。当日の場合は、実費等請求させて頂く場合もあります。

但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではではありません。

(3) 料金のお支払い

月ごとの清算とし、毎月中旬に前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払いください。

9 サービス内容に関する相談・苦情

① 当事業所ご利用のお客さま相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

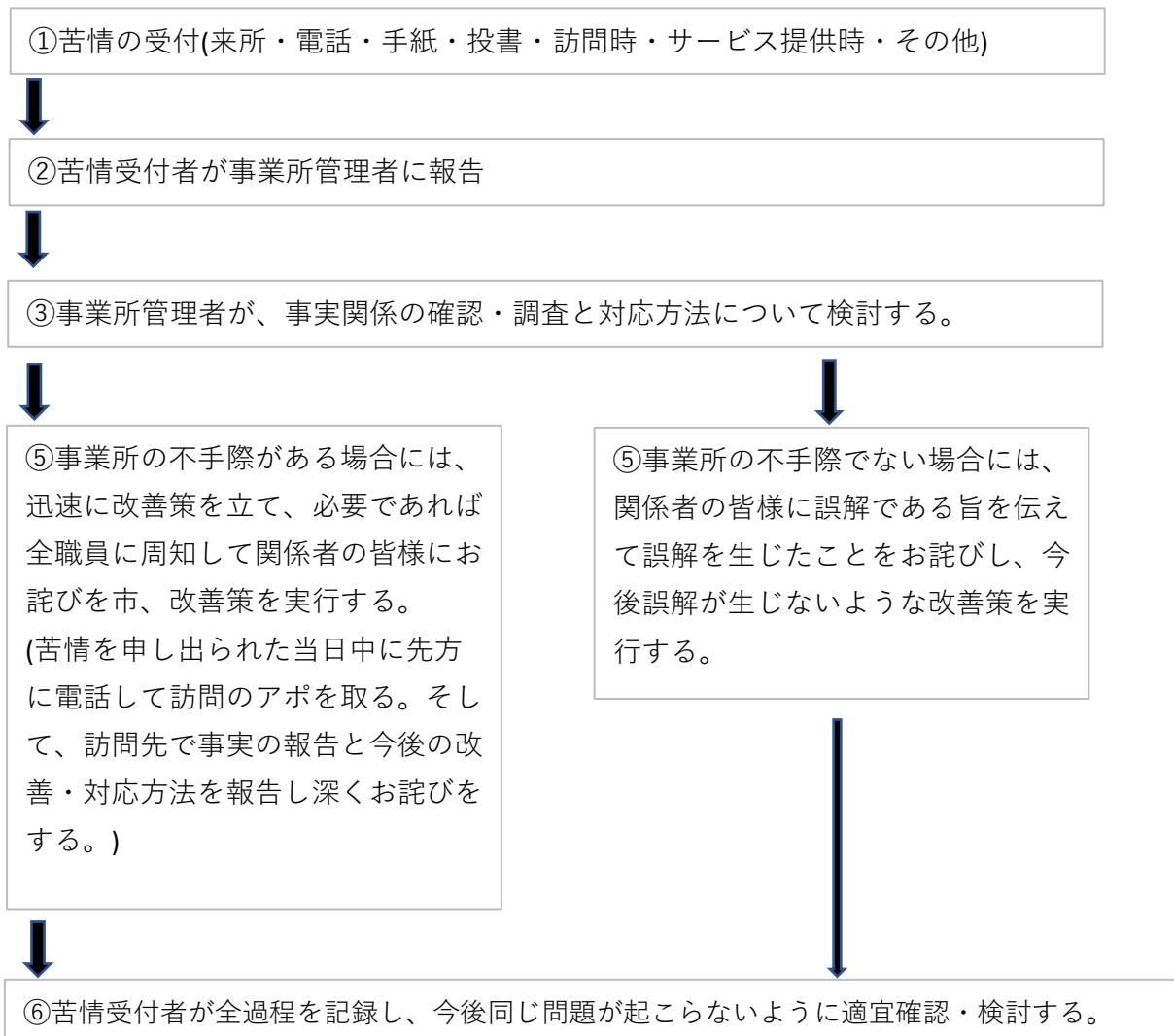
電 話 番 号 : 0848-61-0071

受 付 時 間 : 8:30~17:30 (月曜日~土曜日)

担 当 : 管理者 中光 由美

苦情対応について

苦情の経路と対処



② その他

当事業所以外に、苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

(1) 三原市（高齢者福祉課）

住 所：〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

電 話 番 号：0848-67-6240

受 付 時 間：8：30～17：15（月曜日～金曜日）

※ 祝日、年末年始は除きます。

(2) 広島県国民健康保険団体連合会（介護保険課）

住 所：〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 国保会館

電 話 番 号：082-554-0783

受 付 時 間：8：30～17：15（月曜日～金曜日）

※ 祝日、年末年始は除きます。

10 秘密保持

当事業所の訪問看護師その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことを強く約束します。

この守秘義務は契約終了後も同様です。また、関係する者が退職してからも守秘義務は継続します。

当事業所は利用者と利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該利用者と利用者の家族の個人情報を用いません。

11 事故発生時の対応

当事業所の利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

12 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

13 業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を策定しています。

虐待防止・身体拘束等の適正化 (担当者)田中 聡浩 (責任者)中光 由美

(2)虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止・身体拘束等の適正化のため指針の整備をしています。

(4)従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(5)事業所は利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。

(6)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(7)事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

15 衛生管理対策

当事業所は、年1回の職員健康診断を実施し、職員の健康を管理するとともに、使用する備品等に関して、必要に応じて洗浄および消毒などを実施し、利用者の安心安全のために適切な衛生管理に努めます。

16 記録保存

事業所は訪問看護サービスに関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所所在地 広島県三原市頼兼二丁目9番10号
名称 訪問看護ステーションあすなろ

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

※（署名代理人）住所 _____

氏名 _____ 印 続柄 _____